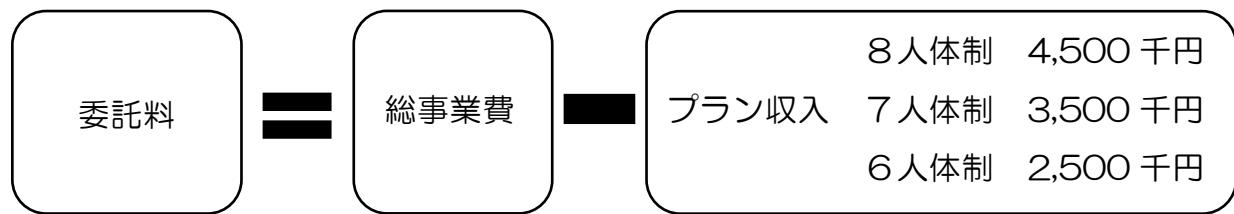


令和8年度の地域包括支援センターの予算案について

1 令和8年度の春日井市地域包括支援センターの委託料内訳

(1) 運営事業委託料



総事業費の積算内訳

賃金の上昇を踏まえ、人事院勧告を参考として人件費を **3.3%** 増額する。

人件費：(4,738 千円 + 専門職加算 618 千円) × **1.033** × 配置すべき職員数

事務費：人件費の 12%

担当地区の 75 歳以上人口	職員体制	年間委託料 (千円)	箇所数	該当する 地域包括支援センター
5,001 人以上	8人	45,085	2	高森台・石尾台、中部
4,001 人以上 5,000 人以下	7人	39,887	3	藤山台・岩成台、西部、 味美・知多
4,000 人以下	6人	34,689	7	坂下、高蔵寺、南城、 松原、東部、鷹来、柏原

(2) 地域協議会開催

1 センターあたり 200 千円 (12 センター)

(3) 家賃加算

- ① 法人が運営する他の事業所等と同一敷地外に、保有する施設以外で建物を賃借する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その 2 分の 1 を加算する。

【該当センター：藤山台・岩成台、高蔵寺、味美・知多】

② 担当地域が広範囲等によりサブセンターを設置する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その4分の1を加算する。

【該当センター：中部】

(4) 評価に係る加算

令和7年度評価結果に基づき、基準のいずれかを上回る評価を得たことに対し、評価に応じた加算を行う。

評価	評価基準
秀	<ul style="list-style-type: none">取組内容の評価に「○」が3個以上もしくは業務量評価が15点以上
優	<ul style="list-style-type: none">取組内容の評価に「○」が2個以上もしくは業務量評価が10点以上
良	<ul style="list-style-type: none">取組内容の評価に「○」が1個以上もしくは業務量評価が5点以上
標準	<ul style="list-style-type: none">取組内容の評価が全て「○」かつ業務量評価が5点未満
可	<ul style="list-style-type: none">取組内容の評価に「○」が無く、「△」があるかつ業務量評価が5点未満

① 加算の対象とする評価

標準を超えた評価（秀、優、良）

② 加算額

秀 10万円×配置すべき職員数

優 7万円×配置すべき職員数

良 5万円×配置すべき職員数